

広島県告示第六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十条第五項において準用する同法
第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が
あったものと認めた。

平成二十九年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	域
区	分
千年一般底びき網・小型定置加入区（千年区 域）	千年漁業協同組合の地区で小型機船底びき網 と小型定置を併せて営む漁業